

### 第3回小笠原航空路協議会 議事録

開催日時：平成21年3月26日（木）午後2時～

開催場所：東京都庁第一本庁舎42階 特別会議室C

事務局

本日はお集まりいただきましてありがとうございます。これより第3回小笠原航空路協議会を始めさせていただきます。申し遅れましたが、私は本協議会の事務局を務めます、総務局行政部島しょ振興担当副参事の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

それでは議事に先立ちまして、本日出席の委員の方のご紹介をいたしたいと思います。最初に、協議会の会長であります、中田総務局長でございます。

中田会長

中田です。よろしくお願いいたします。

事務局

飯尾港湾局技監でございます。

飯尾委員

飯尾でございます。よろしくお願いいたします。

事務局

遠藤知事本局政策部長でございます。

遠藤委員

遠藤です。よろしくお願いいたします。

事務局

福田都市整備局航空政策担当参事でございます。

福田委員

福田でございます。よろしくお願いいたします。

事務局

石山港湾局離島港湾部長でございます。

石山委員

石山でございます。よろしくお願いいたします。

事務局

北村港湾局島しょ・小笠原空港整備担当部長でございます。

北村委員

北村でございます。よろしくお願いいたします。

事務局

松山総務局多摩島しょ振興担当部長でございます。

松山委員

よろしくお願いいたします。

事務局

続きまして、森下小笠原村長でございます。

森下委員

よろしくお願いいたします。

事務局

佐々木小笠原村議会議長でございます。

佐々木委員

よろしくお願いいたします。

事務局

なお、本日、笠井総務局行政部長、中島環境局自然環境部長、前田小笠原支庁長におかれましては、急な公務が入り欠席となっております。また、長谷川環境局環境政策担当部長でございますが、公務の関係で若干遅れるということを申し受けてございます。

それでは本日の協議会の開催にあたりまして、会長からごあいさつをお願いいたします。よろしくお願いいたします。

中田会長

本協議会の会長を務めさせていただいています、中田でございます。本日はお忙しいところ、森下委員と佐々木委員におかれましては、遠路大変お疲れのこととは思いますが

けれども、小笠原村からご参加いただきまして誠にありがとうございます。また同様に、本日は村議会議員の皆様にも傍聴をしていただいておりますので、皆様にお知らせいたします。

さて、前回の協議会におきましては、本協議会が実施するP I活動を第三者の立場で客観的に監視していただくことを目的とする、小笠原航空路P I評価委員会を設置することにつきまして協議いたしました。また委員として参加されている、小笠原村の森下村長や佐々木村議会議長からは、航空路開設を強く望む地元の方々の貴重なご意見を賜りました。なお加えまして、P I活動は地元の皆様にご協力いただける限り分かりやすく進める必要があるとのご要望もいただきました。本日の協議会では、昨年開催いたしましたP I評価委員会の実施報告と、本協議会が航空路開設の検討を進めるために行うP I活動の手順や手法などを示す小笠原航空路P I実施計画書(案)が議題となっております。

今後は、この案に基づきまして、航空路の必要性や計画案などに関しまして、関係者間の意見集約と円滑な合意形成を図ってまいりたいと思っております。小笠原への航空路開設につきましては、自然環境への配慮等、さまざまな課題があります。このことからP I活動を着実に進めることによりまして、情報公開を行いながら広く意見を求め、一つ一つの課題を着実に解決していくことが大変重要であると考えております。このような認識に基づきまして、委員の皆様からの意見を尊重しながら、本協議会における協議を進めたいと思っております。委員の皆様方のご協力をお願い申し上げまして、簡単ではございますけれども、ごあいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。

#### 事務局

ありがとうございました。それでは議事につきまして、中田会長、よろしく願いいたします。

#### 中田会長

それでは、議事に入ります前に、本日は委員として、森下村長と佐々木村議会議長がご参加でございますので、お二人からごあいさつを頂戴したいと思いますので、よろしく願いいたします。森下村長からお願いいたします。

#### 森下委員

あいさつの機会をいただきまして、誠にありがとうございます。私どもにとって航空路の開設は本当に、昭和43年の返還以来の悲願と言えるものでございます。また、これからの小笠原村を考えたときに、民生の安定、そして産業振興の観点からも、航空路の開設は必要欠くべからざるものだと思っております。いま国会で審議をいただいております、平成21年度からの5カ年の特別措置法の延長の際の附帯決議にも航空路の開設ということを織り込んでいただいております。ようやく今回、P Iの実実施計画書(案)について協議をするというところまでまいりました。計画書に則って一日も早くP Iが実施

されるよう、強く期待をしているところでございます。今後とも、どうぞ皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

中田会長

では、佐々木村議会議長、よろしくお願いいたします。

佐々木委員

日頃より大変お世話になっております。奄美及び小笠原諸島振興開発特別措置法における5カ年の延長がほぼ決まりかけているところでございます。村議会といたしましても、村民の負託に応えるべく、問題に真剣に取り組んでいるところであります。平成22年の開設に向けた複合施設の建設、また扇浦浄水場の新規移設、それと津波を含めた防災対策が村では重要になってきます。しかしながら、先ほど村長が述べられました、長年における村民の悲願であります、航空路の開設に向けた方途がまだまだ先が見えないような状況であります。

先ほど述べられましたように、今回の特措法の附帯決議の中に、国の航空路開設に向けた取り組みの指針が述べられております。今後とも着実に、悲願達成に向けてのすべての面の取り組みが一段と達しますように、東京都関係者の方、協力をぜひともよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

中田会長

ありがとうございます。それでは議事に入りたいと思います。まず小笠原航空路PI評価委員会実施報告について、これは事務局から説明をお願いします。

事務局

これより議事に入りますので、プレスのカメラ撮りはあらかじめお断わりしておりますけれども、これ以降ご遠慮して下さるようお願いいたします。それではお手元の参考資料1、これは1枚ですけど、参考資料2、これも1枚、それから参考資料3、これが2枚、実施計画書(案)の後ろのほうに置いてあるものですけど、これをご覧いただきたいと思います。第1回小笠原航空路PI評価委員会におきましては、昨年12月18日に開催いたしました。当日の次第は参考資料1のとおりとなっております。PI評価委員会は参考資料2を見ていただきたいと思いますが、この小笠原航空路協議会設置要綱にありますとおり、協議会が設置いたしました第三者機関でございますので、まず協議会の会長である中田総務局長からごあいさつをさせていただきました。

そのあと参考資料3としてお配りしてございますが、小笠原航空路PI評価委員会設置要綱に基づきまして、委員長、委員長代理を選出いたしました。委員長は委員の互選により選出することになっておりまして、鍛冶委員からご推薦をいただき、山内委員を委員長に選出いたしました。委員長代理は委員長が指名するとなっておりますため、山内委員長が阿部委員を委員長代理に指名いたしました。

そのあと事務局から小笠原航空路協議会の実施報告を行いました。この中では、まず小笠原諸島への航空路に関するこれまでの経緯についてご説明いたしました。引き続き第1回および第2回の協議会についてご報告いたしましたが、特に小笠原村長の森下委員から、鴎島案につきまして、世界自然遺産の登録推進の取り組みを行っていることや、環境省等が中心となってアホウドリの繁殖地形成事業が実施されていることから、航空路案から除外するよう要請があったこと、また協議会会長から効率的な検討を進めるため、発言の趣旨を踏まえ今後の協議を進めてまいりたいとお答えしたことなどについて、評価委員会でご報告をいたしました。

この説明後、山内委員長ほか各委員から、協議会の議論の状況につきまして、いくつかご質問がありました。このご質問につきましては、現在はP I実施の手法等について議論がなされている段階でございます。今後、このP Iが進む過程において、実際に計画案が示されるなどの状況にいたれば、住民の皆様から多くのご意見が出されることになることなどについてご説明をいたしました。また、小笠原航空路P I実施計画書(素案)の骨子につきまして、資料に沿ってご説明いたしました。説明後に山内委員長からP Iで一番難しいのは情報の出し方でありまして、皆様に正しい判断をしていただくためには、客観的な情報を適切に出さなければ誤解をさせることなどのご助言をいただきました。さらに阿部委員や鍛冶委員からも、今後のP Iの進め方などに関するご質問やP I評価委員としての心構えなどについてご発言がありました。以上でございます。

中田会長

はい。ただいま小笠原航空路P I評価委員会実施報告につきまして、事務局から説明がありましたけれども、その件につきまして何かご質問等があればお受けしたいと思います。

ないようでしたら、それでは第2番目の小笠原航空路P I実施計画書(案)について、事務局のほうから説明をお願いいたします。また何かあれば後ほど結構でございますので、よろしく願いいたします。

事務局

それでは資料1をご覧ください。小笠原航空路パブリック・インボルブメント実施計画書(案)でございます。P I実施計画書は今後、本協議会が行いますP Iについて、その手順、スケジュール、手法等を示すものでございまして、これに基づき各種調査・検討を行いまして、航空路の必要性や計画案等に関して、関係者間の意見集約と円滑な合意形成を図ることになります。

構成は大きく分けまして8項目に分けてございまして、項目としては、「1.パブリック・インボルブメント(P I)導入の経緯」、「2. P I活動の基本的な考え方」、「3. P I活動の実施体制」、「4. 小笠原航空路開設に向けたプロセス」、「5. P I活動で提供する情報内容」、「6. P I活動の実施手法」、「7. 収集した意見の取扱い」、「8. P I活動の終了の判断」となっております。

それでは実施計画書(案)をお開きください。開きますと最初に「はじめに」という部分が出てきまして、この部分は小笠原航空路の検討にP I手法を導入する旨について説明してございます。

それでは1ページになりますけれども、「1.パブリック・インボルブメント(P I)導入の経緯」についてご説明をいたします。まず公共事業は真に必要な事業のみを効率的に実施することが求められていること。P Iでは事業の構想・計画段階から、住民参画の機会が設けられ、情報を提供し意見を聞く対象も広いこと。それから小笠原航空路の開設に向けた取り組みにおいても、P Iを導入いたしまして、一般空港の整備計画に関するパブリック・インボルブメントガイドライン、これは国土交通省の案ですけども、これらの趣旨を踏まえまして、積極的な情報提供と幅広い意見収集を行いながら取り組むことなど、P Iの一般的な概念、それから空港整備事業の導入の経緯等について説明してございます。

つぎに2ページと3ページをご覧ください。「2. P I活動の基本的な考え方」でございます。小笠原航空路の実現に向けた取り組みは、特に小笠原諸島の自然環境への影響に十分配慮しながら進める必要があること。またP Iの対象ですが、交通アクセスで不利な状況におかれている小笠原村民の皆様に加え、東京都民、小笠原諸島に関心を寄せる全国の皆様とすること。環境問題等により、過去の空港計画を断念している経緯を踏まえ、引き続き各種調査、検討を継続したのち、最新の技術開発動向等の反映など、多角的な視点から検討した計画案を提示すること。それから計画案の内容や環境への影響について、配慮している内容を分かりやすく情報提供し、意見を把握しながら慎重に進めることなど、小笠原航空路P Iの特徴でございます、自然環境への配慮の必要性やP Iの対象、基本方針等についてご説明してございます。

つぎに4ページをご覧ください。「3. P I活動の実施体制」でございます。事業主体の東京都、これは図柄の説明ですけれども、それからP I実施主体の航空路協議会、これは紫色で書いてあります。それから第三者機関であるP I評価委員会のそれぞれが担う役割やP I評価委員会の設置概念について説明してございます。なお、事業主体は本来この協議会に含まれますけれども、実施にかかる意思決定を事業主体が行うことを明確にするため、分けてございます。左側の浅黄色で東京都と書いてあります。

続きまして4点目、6ページ、7ページですけれども、「4.小笠原航空路開設に向けたプロセス」という部分です。事業主体が公表する計画案は、P Iガイドライン(案)を踏まえまして、対象事業を行わない場合も含む複数の案であること。それからP I活動の結果によって事業主体は計画案を見直す場合があること。またP I活動が終了し、事業主体が事業実施を意思決定する場合には、P I活動による民意の反映のほか、政策的な判断や技術的な判断など、総合的な判断のもとに行われることなど、小笠原航空路開設に向けた検討の流れや、また7ページでは、P I活動の流れについて説明しております。なお小笠原航空路のP I活動は構想段階、それから施設計画段階の2段階で実施するとしてございます。

続きまして8ページから9ページでございます。「5. P I活動で提供する情報内容」

でございます。構想段階 P I、施設計画段階 P I ごとの実施目標や想定される論点などについて説明しております。なお実施目標は構想段階 P I では航空路開設の必要性や計画案について調査検討し、その情報を P I 対象者と共有し、P I 対象者の意見を把握すること。また施設計画段階 P I では、航空路案の施設計画について調査・検討し、その情報を P I 対象者と共有し、P I 対象者の意見を把握することとしてございます。また想定される論点でございますが、構想段階 P I では、航空路開設の必要性の判断や費用対効果は妥当か、また自然環境への影響を考慮した計画案となっているかなど。また施設計画段階 P I におきましては、施設の配置計画は地域の理解が得られるものか、また自然環境への影響を考慮した施設計画になっているかなどとしてございます。構想段階 P I を終了いたしまして、施設計画段階 P I を実施するにあたりましては、事業主体が航空路開設の計画案を決定した場合との注釈を付けてございます。この決定がなければ、施設計画段階 P I に行かないということでございます。

つぎに 10 ページ、11 ページになりますけれども、「6 . P I 活動の実施手法」でございます。P I 活動の期間は、それぞれ活動の周知に約 1 カ月をかけまして、情報提供・意見収集及びいただいた意見の集計・分類や対応策の検討には、遠隔地であります小笠原村での現地説明会の開催等を踏まえまして 3 ~ 4 カ月を見込むこと。P I 評価委員会からの評価・助言を受けまして、P I 活動の終了判断をし、結果を公表すること。小笠原航空路の開設に向けた検討では、最新の技術開発動向等の反映など、多角的な視点に基づく各種調査・検討を行い、計画案を作成すること。また論点の一つ一つが大きなテーマとなり得るため、P I 活動を複数回繰り返し実施することも想定されることから、P I 活動期間が長期間に及ぶことも考えられることなど、P I 活動にかかる期間、また 11 ページにつきましては活動の周知や情報提供、意見収集の手段など、P I 活動で予定する手法などについて説明しております。

つぎに最後のページ、12 ページをご覧ください。「7 . 収集した意見の取扱い」でございますが、P I 活動によりまして、いただいたご意見は内容別に分類・整理して公表いたしますが、氏名など個人が特定されるような情報は除くことなど、個人情報保護法や東京都個人情報保護条例の遵守、収集した意見等を目的外に利用しないことなどについて説明してございます。

最後になります、「8 . P I 活動の終了の判断」でございますが、各ステップで設定した P I の実施目標が達成されたと判断したのちに、P I の活動結果を P I 評価委員会に報告すること。P I 評価委員会からの評価・助言を受け、その対応も含めて P I 活動の終了が了承された段階で P I 活動は終了すること、などについて説明してございます。また一連の過程は各ステップの P I 実施報告書として取りまとめ公表することとしてございます。内容説明は以上でございますが、そのつぎに参考資料として、小笠原村民アンケートの結果の抜粋、それから本協議会の設置要綱、また P I 評価委員会設置要綱、評価委員の選任の考え方などを付けさせていただいております。実施計画書案の説明は以上でございます。

中田会長

はい。ただいま小笠原航空路 P I 実施計画書案について事務局から説明がありました。いまの点につきまして何かご質問等があれば、どうぞ。

佐々木委員

2、3回出てきていますけれども、この最新のですね、技術開発の動向ということですけれども、これは航空路の飛行機とか滑走路の工法ということを含めた内容ですか。

事務局

はい。いま機材、航空機を中心に情報を集めまして、例えば航続距離であったり、時間であったり、1000キロをどのぐらいの時間で飛ぶのか、それから離発着に要する滑走路の距離、そういうものを調べながら、それを踏まえながら、計画案に反映してお出ししたいということでございます。

佐々木委員

滑走路の工法もそんな感じですか。

事務局

当然、今後の技術開発も含めまして参考にして、計画案の中に取り入れていきたいと考えています。

森下委員

P I 活動の実施の手法のところでお伺いしたいのですが、まずこの P I 実施計画書を策定して、公表とともに、10ページのところを見ていただければと思いますが、P I 評価委員の了承を得てステップ1を終了後に、ステップ2となるわけですが、これからのこの実施に至るタイムスケジュール的なことはどう見込んでいるのかですが。

事務局

はい。それにつきましては、計画案等の提示後、P I 活動実施の周知とか、情報の提供とか、さまざまな意見収集など、十分な期間が必要と考えています。また P I 活動を複数回、何度も投げ返しが多分あると思いますけど、さまざまな意見がありますので、そういうことを複数回繰り返し実施することが、いま想定されておりますので、記載させていただいてはいますけれども、P I 活動の終了までには、わりと長い時間を必要とするのではないかと考えています。逆に、いつまでにステップ1を終えると期限を切ってしまうと、どうしても意見を切り捨てるとか、そういう乱暴なことにも結びつきますので、過去2度断念した経緯を踏まえまして、できるだけ意見等を集約し、それを計画案の中に組み込みながらやっていきたいと思っていますので、現在の時点で終了の時期については明確に言えませんが、できるだけ可能な限り早急に終了したいとは考え

ています。

森下委員

そのことはよく分かりました。私の質問の仕方が悪かったかもしれません。開始時期についてなんです。どう見込んでいるのか。つまり周知をしてから、P I活動をしてから、おのずから時間がかかりますよね。いつごろこの計画案の周知をするのでしょうか。

事務局

はい。この計画案につきましては、現在、先ほど佐々木委員の質問にもありましたけれども、新しい技術動向、改良等を踏まえまして、計画案を、いま、既存のもので4案がございます。それにプラス、技術開発等も踏まえながら案を作ってお応えしたいということで、現在それを詰めておりまして、この時点でいつ出せるとかということは明言できない状態です。

森下委員

分かりました。そうしましたら、要望ということでお聞き願いたいのですが、周知活動に入ってから、おのずからきちとしたステップを踏んでいかななくてはいけないと思います。先ほど事務局から話があったように、そこは時間もやはりかかることだと思っていますので、スタートをできるだけやはり早くできるということが勝負になってくると思いますので、計画案の策定については、なるべく早期にできるようにご尽力をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

中田会長

あとほかに。

ちょっといいですか。P Iの対象者はですね、11ページを見ますと、P I活動の周知なんですけれども、この11ページの行政広報紙への記事掲載というのは、東京都であるとか、あるいは小笠原の皆さんというように、基本的に都民を対象にしているのか、それとも広く、例えば自然環境なんてなりますと、国民的な関心もありますよね。もちろんそういう意味では責任とか、あらゆる関係が薄まってくるんですけれども、そこら辺の問題というのはどのように考えていますか。

事務局

行政広報紙というのが、どなたを対象にするかといえば、当然東京都が作れば都民が、小笠原村が作れば、それは村民だと思のですけれども、P I活動の周知につきましては、行政広報紙による周知だけではなく、この下から2番目、ホームページへの情報掲載というのもございますので、これも全国、インターネットで開いていただければ、情報を取れるという形になりますので、それにつきましても広く周知し、小笠原の自然環境とか航空路に興味を持っている方々に、そういう情報が伝わるように努めてまいりた

いと思っております。

中田会長

ほかにご意見などはないでしょうか。ないようでしたら、この小笠原航空路P I実施計画書(案)につきまして、これは、承認することになっておりますので、ご承認いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

中田会長

ご異議がないようですので、ご承認いただけたということで、それでは3番、その他について、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは口頭報告ということでございます。小笠原航空路の開設検討におけます今後のスケジュールでございますけれども、ただいまこの協議会でご承認をいただきました小笠原航空路P I実施計画書(案)につきまして、P I評価委員会を開催いたしまして、その内容につきまして評価・助言をいただきます。その際、P I評価委員のご意見によりまして修正が必要となりましたら、再度協議会によるご承認をいただきたいと考えております。なお、現地小笠原村から森下委員や佐々木委員に再度お出でいただくことは日程上難しいと思われますので、書面によりご承認をいただきたいと考えております。次に開かれますP I評価委員会につきましては、この協議会と離れず、4月の開催を目途に準備を進めているところでございます。このすべての手続きが終了いたしましたら、P I実施計画書として早急に公表したいと考えております。

また情報提供といたしまして、先ほど佐々木委員のほうから、小笠原諸島振興開発特別措置法の国会の審議の状況などのお話がありましたけれども、私どもが知り得ているその審議状況についてご報告したいと思います。まず小笠原諸島におけます振興開発の根拠法でございます特別措置法でございますけれども、これはご案内のとおり5年の時限法となっております。現行法は今月末に失効いたします。このため東京都や小笠原村は国や国土交通大臣の諮問機関でございます、小笠原諸島振興開発審議会の会長、また各政党等へ特別措置法の延長を要請してまいりました。

さて、この審議状況でございますけれども、今月の17日に衆議院の国土交通委員会の審議を経まして、同日延長のための改正法案が衆議院で可決いたしました。本会議も同日行われました。それから参議院の審議日程でございますけれども、3月30日(月)に、参議院国土交通委員会で審議が行われ採決、また3月31日(火)に、本会議で審議・採決の予定ということをご報告として得てございます。日切れ法案のぎりぎりのところまでできてしまいましたけれども、そういう状況でございます。

中田会長

いま事務局から説明がございましたけれども、ご質問等はないでしょうか。もしなければ、この際でございますので、本日のこれまでのことを含めまして、何か付け加えることがございますか。あればよろしく申し上げます。

それでは特にはないようですので、これで第3回小笠原航空路協議会を終了いたします。今後も本協議会での議論を通じまして、先ほどの森下委員の強い要望等もございましたけれども、そういったことも踏まえまして、航空路の開設をみんなで連携をとりながら精力的に推進してまいりたいと思っています。なお、小笠原航空路の開設検討に関連する事項につきましては、情報の共有を図ってまいりたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。ありがとうございました。